

関島社会保険労務士事務所便り

2016年
11月号

関島社会保険労務士事務所
（墨田葛飾地区中小企業者組合）
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12
電話：03 - 3609 - 7668
HP: <http://www.srseki.info>



（ナンテン）

雇用保険 65歳以上の労働者 強制加入に 平成29年1月1日より

雇用保険の適用拡大について

これまで65歳以後に雇用した労働者の場合、雇用保険に加入する必要がありませんでした。しかし、平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者については、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象になり、被保険者とする手続きが必要になります。

手続きが必要な労働者は次の方です。

- ①平成29年1月1日現在、雇用保険の被保険者でない労働者で、65歳以上の方。
- ②平成29年1月1日以降に雇用する65歳以上の方
- ③1週間の所定労働時間が20時間以上あり、31日以上雇用見込みあること
手続きは、被保険者となった日の属する月の翌月10日までに事業主が手続きを行うことが必要です。

しかし、平成29年に限って、平成29年3月31日までにハローワークで高年齢被保険者の手続きが必要とされています。

高年齢継続被保険者は手続き不要

65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日においても雇用している雇用保険の被保険者については

「高年齢継続被保険者」といいます。この方は、自動的に「高年齢被保険者」となります。平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合についても手続きは不要です。

保険料は平成31年度まで免除

雇用保険料については、平成31年度（平成32年3月末）までは免除になりますが、平成32年度以降は保険料が徴収されます。

退職したときは一時金が支給

高年齢被保険者が退職したときは一時金が支給されます。

65歳以上で平成31年度までに退職する方で、求職の申込みをする場合、雇用保険料を払わなくても一時金が支給されることとなります。

高年齢求職者給付金（一時金で支給）

被保険者であった期間	65歳以上
1年未満	基本手当の30日分
1年以上	基本手当の50日分

年金受給資格期間25年を10年に短縮

平成29年9月分からの予定

◆消費税10%増税時を変更

政府は、9月26日、同日に召集された臨時国会に、年金受給期間を短縮するための「国民年金法等の一部を改正する法律案」を提出し、今国会で成立する見込みです。

同法案は、年金受給のためには、保険料支払い期間を25年から10年に短縮する制度改正を平成29年度中から実施できるように「年金機能強化法」を改正するものです。

年金機能強化法は、平成24年8月に公布され、年金受給資格期間の短縮施行期日を消費税10%増税施行日としていました。

消費税率10%増税が平成31年10月まで延期されるなか、今回の法案では、施行期日を「消費税10%引き上げ時から平成29年8月1日」に改める」としています。

平成29年8月1日施行後、10年の受給資格期間を満たした場合、老齢基礎年金及び老齢厚生年金等を9月分から支給し、初回の支払いは10月とする予定です。

◆約64万人が受給対象に

厚生労働省によると、年金受給資格期間の短縮により、初めて老齢基礎年金の受給権が得られる対象者は40万人に上ると言われています。このほか、特別支給の老齢厚生年金対象者等を含めると、約64万人の対象者が見込まれます。

一方で、年金給付に要する費用は、初年度である平成29年度は9月以降の7か月分として約260億円が見込まれ、平成30年度は約650億円が見込まれています。

こうした予算確保に向け、厚生労働省は、平成29年度予算概算要求に、「年金受給資格期間の25年から10年への短縮について、

平成29年度中に実施する」と明記。具体的な予算額は、予算編成過程で検討するとしています。

◆10年の資格期間で支給される年金額

国民年金の保険料を10年間支払って受給資格期間を満たした場合にもらえる老齢基礎年金額は、平成28年度額で計算すると、 $780,100 \times 10 / 40 = 19万5,025$ 円となり、このほか、厚生年金期間のある方は、その分が加算されます。

いずれにせよ、25年の受給資格期間が不足し、年金がもらえなかった人には朗報です。

◆過去5年分の国民年金保険料納められる

国民年金の保険料後納制度とは、2年の時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

この後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納保険料額 (月額)

	後納保険料額	納付期限
平成23年度	15,740円	5年を限度
平成24年度	15,430円	H29.3.31
平成25年度	15,250円	H29.3.31
平成26年度	15,250円	H29.3.31

平成27年度保険料額 15,590円

平成28年度保険料額 16,260円

通算5年超え有期雇用契約 無期への転換

◆労働契約法改正

「労働契約法の一部を改正する法律」第18条により、有期労働契約について、無期労働契約への転換が規定されました。有期労働契約が反復更新され通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

◆平成25年4月以降が対象

この無期契約への転換の法律の施行日は平成25年4月1日で、同年3月31日以前に開始した有期労働契約は通算の対象になりません。平成25年4月1日以降開始する有期労働契約が対象です。そのため、平成25年以前から有期雇用契約である労働者が、5年経過する平成30年4月以降、無期契約の申込みが発生します。

◆無期への申込み期間と効力

平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申込みをすることができます。

無期転換の申込みをすると、その時点で無期労働契約が成立します。そのため、使用者が雇用を終了させようとする場合は、無期労働契約の解約（解雇）にあたり、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合」には、解雇は権利濫用に該当するものとして、無効になります。

◆無期労働契約の内容は

無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

なお、無期転換に当たり、職務内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものでないとされています。また、無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込み権を放棄させることはできません。法の趣旨から無効と解されます。

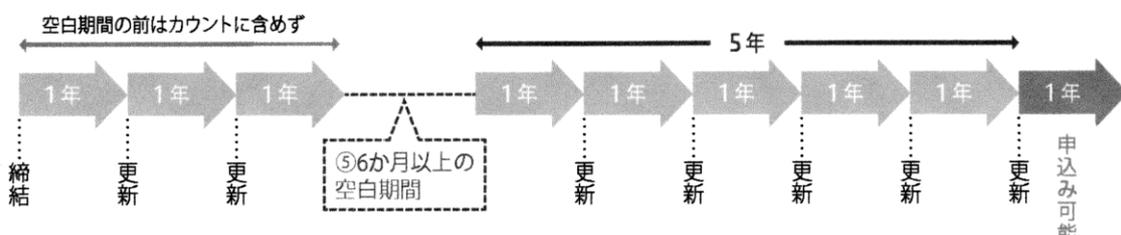
◆専門的知識者や定年退職者は特例が

①専門的知識等を有する有期雇用労働者については10年を限度に、また、②定年後引き続き雇用される有期雇用労働者については、適切な雇用管理を実施する場合には無期転換が発生しないこととする特例が設けられています。

◆6か月以上のクーリングオフ

有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約がない期間が6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含めません。これをクーリングオフといいます。通算対象の契約期間が1年未満の場合は、その2分の1以上の空白期間あればそれ以前の有期労働契約は通算契約期間に含めません。

通算契約期間の計算について(クーリングとは)



●過労による精神疾患発症 20～30代で多く

厚生労働省研究班の調査により、過労によってうつ病などの精神疾患を発症し、労災認定を受けた男女は、年代別で30代が最も多いことがわかった。男性は30代が436人(31.8%)で最も多く、女性も30代の195人(31.2%)が最も多かった。20代も含めると男性は約5割、女性は約6割を若年層が占めている。(10月26日)

●介護現場に外国人実習生の受入れ拡大へ

技能実習制度の対象職種に「介護」を加える技能実習適正実施・実習生保護法改正案と、在留資格に「介護」を加える出入国管理・難民認定法改正案の2つが衆議院本会議で可決された。参議院での審議を経て今国会で成立する予定。介護業界での深刻な人手不足が背景にあるが、外国人の日本語能力の向上や専門用語の習得など、ハードルが高いことが懸念されている。(10月26日)

●大卒の3年以内離職者が31.9% ほぼ横ばい

厚生労働省は、就職後3年以内に離職した大卒者(2013年3月卒業)の割合が31.9%(前年比0.4ポイント低下)だったと発表した。30%台は4年連続。業種別では、「宿泊・飲食サービス業」が50.5%で最も高かった。また、従業員5人未満の小規模企業で59%と高くなっている。高卒者については40.9%(前同0.9ポイント増)だった。(10月26日)

●企業の6割以上で「人手不足」を実感

63.2%の企業が人手不足を感じていることが財務省の調査(9月上旬～10月中旬に実施。全国の計1,366社を対象)でわかった。規模別では、大企業56.6%、中堅企業66.3%、中小企業74.7%となっている。また、1年前より人手不足感が強まったとする企業は30%を超えた。(10月26日)

●長時間労働の電通に労働局立入り調査

電通の新入社員の過労自殺が労災認定された問題で、東京労働局が電通本社に抜き打ちの立入り調査を行ったことがわかった。また、地方の主要子会社(複数)でも同様の調査を実施。グループ全体で違法な長時間労働が常態化していなかったかを調べる方針で、悪質性の高い違反が見つかった場合は労働基準法違反容疑での書類送検も行う考え。(10月19日)

●配偶者控除の対象年収を見直しへ 自民税調

自民党税制調査会が2017年度税制改正に向けた議論を開始し、配偶者控除について、年収要件を現在の「103万円以下」から「150万円以下」などに引き上げる案を検討することがわかった。パート従業員の労働時間を増やすねらい。なお、配偶者控除を廃止する案は見送ることとなった。(10月19日)

●「要介護1、2」介護保険適用を継続へ

厚生労働省の社会保障審議会は、介護の必要度が軽い「要介護1、2」の人向けの掃除や調理などの生活援助サービスについて、介護保険として継続することです承した。厚生労働省は介護費用を抑制するため、事業者への報酬単価を減らす方向で調整する方針。(10月13日)

●約2割の企業が「過労死ライン」超え

厚生労働省は、過労死等防止対策推進法に基づいた「過労死等防止対策白書」を初めてまとめた。1カ月の残業時間が労災認定の目安である80時間(いわゆる過労死ライン)を超えた正社員がいる企業は約22%だった。業種別では「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」では40%を超えた。(10月7日)

